



(写)

長野労基基0821第2号

令和2年8月21日

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也 殿

長野労働局長
中原 正裕



特定最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
(平成20年長野労働局最低賃金公示第3号)
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
(平成20年長野労働局最低賃金公示第2号)
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金
(平成20年長野労働局最低賃金公示第5号)

(写)

令和2年8月21日

長野労働局長

中原 正裕 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け長野労発基 0805 第1号をもって貴職から諮問のあった下記3業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金

(写)

長野労発基0805第 1号

令和 2年 8月 5日

長野地方最低賃金審議会

会 長 岩崎 徹也 殿

長野労働局長
中原 正裕



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第21条の規定により、下記特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定
(平成20年長野労働局最低賃金公示第3号)
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定
(平成20年長野労働局最低賃金公示第2号)
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定
(平成20年長野労働局最低賃金公示第5号)

長野県特定最低賃金改正決定「申出書」(写)

- 1 計量器等製造業 1 ~ 6 ページ
- 2 はん用機械器具等製造業 7 ~ 12 ページ
- 3 各種商品小売業 13 ~ 15 ページ

(写)

2020年 7月 30日

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会
委員長 相澤 健弘



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
E274 医療用機械器具・医療用品製造業		
E275 光学機械器具・レンズ製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E282 電子部品製造業		
E283 記録メディア製造業		
E284 電子回路製造業		
E285 ユニット部品製造業		
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292 産業用電気機械器具製造業		
E293 民生用電気機械器具製造業		
E294 電球・電気照明器具製造業		
E295 電池製造業		
E296 電子応用装置製造業		
E297 電気計測器製造業		
E299 その他の電気機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		

E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1, 384	61, 572

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数58, 150名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額892円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し(添付略)
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書(添付略)
- (4) 申請代表者に対する委任書(添付略)
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	18組合	11,768人
機関決定	43組合・事業所	13,642人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	61組合・事業所	25,410人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,225人
2	しなの富士通労組	353人
3	小諸村田製作所労組	343人
4	アズミ村田製作所労組	336人
5	ルビコン労組	375人
6	日本電産サンキョー労組	479人
7	山洋電気労組	944人
8	山洋電気テクノサービス労組	570人
9	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	465人
10	上田日本無線労組	322人
11	新光電気労組	3,011人
12	長野沖電気労組	88人
13	長野日本無線労組	538人
14	富士電機労組松本支部	1,392人
15	日通工エレクトロニクス労組	60人
16	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	146人
17	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	226人
18	日本無線労働組合	895人
計	18組合	11,768人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	アイテクノ矢嶋労組	85人
2	サクラ精機労働組合	185人
3	東京精電労組	20人
4	TDK労組千曲川支部	84人
5	TDK労組浅間支部	305人
6	東京マイクロ労組	58人
7	シチズン労組ミヨタ支部	500人
8	カワイ精密金属労組	74人
9	JAMエクセルカイジョー労組	36人

10	シチズン労組飯田支部	264人
11	JAM島津デバイス製造労組	9人
12	JAM天竜丸澤労組	50人
13	スタンレー伊那製作所労組	83人
14	ミクナスFE労組	47人
15	大和電機工業労組	260人
16	東京光電諏訪工場労組	5人
17	ホステック労組	27人
18	テクロック労組	2人
19	ミスズ工業労組	102人
20	高島産業労組	168人
21	小松精機工作所労組	212人
22	上原製作所労組	25人
23	ライト光機製作所労組	113人
24	セリオテック労組	31人
25	SUWAオプトロニクス労組	65人
26	JAMSTG労組	410人
27	三社電機イースタン労働組合	85人
28	日星工業株式会社長野工場従業員会	51人
29	日星工業株式会社飯田工場従業員会	53人
30	長野計器労働組合	610人
31	ユアサ電器労組	65人
32	ダイヤ精機労組	122人
33	オリンパス労組長野支部	504人
34	入一通信工業労組	13人
35	セイコーエプソン労組	7,400人
36	ニチワ会	72人
37	シナノケンシ労組	646人
38	ミマキ電子部品労組	90人
39	全コシナ関連労組	146人
40	長野愛知電機労組	94人
41	ニチコン大野労働組合安曇野	215人
42	ニットー労組	106人
43	山洋電気テクノユニオン	150人
計	43組合・事業所	13,642人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和元年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率
製造業	男	2,161	100.0%	1,930	89.3%	1,519	70.3%
	女	1,643	76.0%	1,459	67.5%	1,138	52.6%
電子部品・デバイス	男	2,301	100.0%	2,145	93.2%	1,463	63.6%
	男 ~19歳	1,239	53.9%	—	—	955	41.5%
	男 20~24歳	1,278	55.6%	—	—	1,086	47.2%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
—の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2020年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2020年7月20日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	12	3,378円	1.32%	3,531円	1.36%
電気機器	21	4,167円	1.61%	4,748円	1.79%
全産業	189	3,811円	1.53%	4,388円	1.75%
300人未満	104	3,315円	1.44%	4,019円	1.71%
300人以上	59	4,190円	1.57%	4,533円	1.71%
1000人以上	26	4,935円	1.73%	5,759円	2.03%

(2) 連合長野調べ(2020年7月20日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	19年妥結実績
電機・精密	28	4,567円	5,158人	4,936円	4,394円
製造業計	82	4,630円	17,350人	5,076円	5,124円
内300人以上	30	5,103円	11,308人	5,387円	5,403円
内100人以上	28	4,794円	5,054人	4,637円	4,631円
内99人以下	24	3,848円	988人	3,775円	4,043円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正

(写)

2020年 7月 30日

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会
委員長 財津 吉 崇



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 735	45, 030

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数42, 006名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・

修理業，船用機関製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額903円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し(添付略)
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書(添付略)
- (4) 申請代表者に対する委任書(添付略)
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	11組合	4,393人
機関決定	54組合・事業所	12,062人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	65組合・事業所	16,455人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	JAM松山労組	281人
2	日信工業労組	773人
3	ヴィオニア日信ブレーキシステムジャパン労組	561人
4	浅間技研労組	140人
5	城南製作所労組	414人
6	アート労組	669人
7	デンソーエアクール労組	471人
8	日本電産サンキョー労組伊那支部	246人
9	日本電産サンキョー労組茅野支部	168人
10	IHIターボ労働組合	384人
11	IHIアグリテック労働組合松本支部	286人
計	11組合	4,393人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労働組合	344人
2	JAMアピックヤマダ労組	278人
3	長野鍛工労組	24人
4	KYB-Y S 労組	663人
5	シチズンマシナリーミヤノユニオン軽井沢支部	516人
6	ミネベアユニオン軽井沢支部	250人
7	サンコー労組	212人
8	HDS 労組	279人
9	HDS 労組HAD支部	34人
10	南安精工労組	13人
11	チューブフォーミング労組長野支部	15人
12	タカノ労組	292人
13	NTN 労組長野支部	200人
14	キッツ労組伊那支部	303人
15	トーハツ労組	277人
16	NTN上伊那製作所労組	230人
17	日進精機労組	29人
18	タカモリ労組	7人

19	TPR労組	509人
20	マルヤス機械労組	290人
21	エグロ労組	82人
22	杉山労組	6人
23	キッツ労組メタルワークス支部	184人
24	キッツ労組マイクロフィルター支部	88人
25	キッツ労組茅野支部	276人
26	野村ユニゾン労組	237人
27	シントク労組	38人
28	日本電産コパル労組塩尻支部	70人
29	栗林製作所労組	187人
30	JMITUカネテック支部	122人
31	JMITU丸子警報器支部	7人
32	コガネイ労組	187人
33	天竜精機労組	55人
34	ティービーエム労組	125人
35	ニッパツフレックス労組	130人
36	東洋精機工業労組	154人
37	小松製作所労働組合	23人
38	長野精工労組	110人
39	三葉製作所労働組合	101人
40	檜山工業労組	176人
41	セイコーエプソン労組	1,671人
42	高見沢サイバネティックス労働組合	85人
43	仁科工業労組	298人
44	大和製作所労組	68人
45	盟和産業労組	51人
46	日本発条労組伊那支部	1,287人
47	モモセボデー労組	8人
48	鈴木労組	493人
49	横浜ゴム労組長野支部	245人
50	JMITU前田鉄工所労組	136人
51	新興製作所労組	14人
52	長野電鉄労働組合	60人
53	IHI回転機械エンジニアリング労働組合長野支部	259人
54	IHIエアロマニューファクチャリング労働組合	264人
計	54組合・事業所	12,062人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和元年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率
製造業	男	2,161	100.0%	1,930	89.3%	1,519	70.3%
	女	1,643	76.0%	1,459	67.5%	1,138	52.6%
輸送用機器	男	1,917	100.0%	1,734	90.5%	1,189	62.0%
	男~19歳	1,140	59.5%	1,333	69.6%	—	—

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
—の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2020年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2020年7月20日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	24	4,429円	1.69%	4,925円	1.89%
輸送用機器	21	3,381円	1.35%	4,306円	1.70%
全産業	189	3,811円	1.53%	4,388円	1.75%
300人未満	104	3,315円	1.44%	4,019円	1.71%
300人以上	59	4,190円	1.57%	4,533円	1.71%
1000人以上	26	4,935円	1.73%	5,759円	2.03%

(2) 連合長野調べ(2020年7月20日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	19年妥結実績
機械・自動車	27	4,740円	8,434人	5,240円	5,447円
製造業計	82	4,630円	17,350人	5,076円	5,124円
内300人以上	30	5,103円	11,308人	5,387円	5,403円
内100人以上	28	4,794円	5,054人	4,637円	4,631円
内99人以下	24	3,848円	988人	3,775円	4,043円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、自動車総連長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3 県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年 4月22日 一部改正
1999年10月 1日 一部改正
2000年10月 1日 一部改正
2009年 3月19日 一部改正

(写)

2020年 7月 30日

長野労働局長
中原 正裕 殿



長野市県町532-3 県労働会館3F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長 斉藤 直子



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店、総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	49	3,846

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,562名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること。

◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数2,828名/長野県における各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者数3,562名 \approx 79.39%

◎労働協約の賃金の最も低い額=152,000円/月、917円/時間

◎現在適用されている法定最低賃金額=855円/時間

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し(添付略)
- (3) 申請代表者に対する委任書(添付略)
- (4) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける組合員の内訳

No.	組合名	協定種別	組合員数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	日給月給社員	2,207人
2	全ユニー労組	組合員	361人
3	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	正社員	260人
計	3件・3種類		2,828人

2. 賃金の最低額に関する協定の時間額の内訳

No.	組合名	協定種別&月額	時間額
1	イオンリテールワーカーズ ユニオン	L区分 152,000円	950円
2	全ユニー労組	18歳 189,000円	1,134円
3	東急グループ労組 ながの東急百貨店支部	153,000円	917円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年	3月23日	一部改正
1997年	4月22日	一部改正
2003年	3月23日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2013年	3月25日	一部改正